

# 日本英語教育英学会会則

## 第1章 総則

第1条（名称）：本会は、日本英語教育英学会と称する。英語名は、The Japan Association of English Language Teaching and English Studies とする。

第2条（所在地）：本会は、事務局を〒194-0294 東京都町田市常盤町 3758 桜美林大学 松久保暁子研究室内に置く。

第3条（目的）：本会は、会員相互の親睦・親和・親善を図りながら、英語教育の研究と英語学を主とする言語学、英米文学及び英米事情など広く英学に関する学問的研鑽と教育能力の向上を目的として設置された研究集団としての会である。

## 第2章 会員

第4条（会員）：本会の会員は英語教育並びに英語教育研究を中心に英語・英米文学及び英米事情を含む諸研究に関心のある者を原則とし、その他広く英学に関心のある者とする。

## 第3章 役員

第5条（役員）：[1]【種類】本会には次の役員を置き、会員が担当する。

名誉会長		顧問	若干名
名誉会員	若干名		
会長	1名	副会長	1名
理事長	1名	副理事長	若干名
評議員	若干名		

総務担当理事、文書担当理事、会計担当理事、会員担当理事、渉外担当理事 各1名

※これの該当者の選定については別に定めるところによる。

※(1) 会員担当理事は原則として運営委員長を兼務する。

(2) 総務担当理事は事情により会長が兼務することができる。

(3) 名誉会長は顧問及び必要な役職の一部を兼務することができる。

(4) 名誉会長：名誉会長は会長経験者とする。

(5) 名誉会員：本会の発展の為に尽くした功労者は名誉会員とすることができる。

(6) 必要に応じて理事の補佐（理事補）を置くことができる。

[2]【任期】役員任期は原則として3年とし、再任は妨げない。

但し、名誉会長と名誉会員は終身制とする。該当者の選定は別に定める。

第6条（会長）：会長は会を代表し、運営を統括し、運営上の全責任を負う。

副会長は会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代行することができる。

#### 第4章 運 営

- 第7条（運 営）：[1] 年次大会：本会は、年1回年次大会を行う。
- [2] 研究部会：研究・教育の質の向上を図って年数回開催する。
- [3] 本会の会計報告は本会の総会及び文書にて発表する。
- [4] 本会の選営は必要に応じて、会員を中心に必要な組織を設け、重要事項について審議する。
- [5] 本会の運営は運営委員と臨時の実行委員が担当する。運営委員は会員を原則とする。
- [6] 必要に応じて評議会を設け、重要事項を審議し、実行案を作成し、理事会の名において理事長が実行の責任を負う。

#### 第5章 会 費

- 第8条（会 費）：会員は年1回会費として5000円を納入しなければならない。但し、役員は10000円、学生は3000円とする。
- ※会費の額については、社会情勢に併せて変動するものとし、理事会の義を経て決定する。
- ※名誉会長及び名誉会員については会費納入の義務を負わない。

#### 第6章 会 則

- 第9条（会則の改正）：本会則の改正は、評議会、運営理事会において改正案を検討し、会長と理事長の諮問を経て運営理事会が決定する。但し、会長及び理事長の要請により、会員の中から数名が選ばれて会則改正会議へ参加することを妨げない。

附 則

この会則は、昭和56年8月4日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年3月22日から施行する。